6月議会:小井戸議員の反対討論における反対理由とその不備について指摘したい。

(独自に反訳した当日の議事録により、数字で示した部分は小井戸氏が反対討論で述べた 反対理由。○印部分からは当方の指摘部分)

1. 議決にあたっては委員会における議論からも指定管理者制度を導入する方向性については異論が無く、否決という選択肢はないというふうに感じております。

○内容如何である。今回の見解では将来にわたる不安というデメリットの解消にはつながらず、もう少し明確な将来展望を示すことによるその解消を期待して「継続審査の判断」に至ったのである。柔軟に対処して審査を尽くすのが委員会の使命。委員会の論点は「市が提案した形での指定管理方針で良いのか」という点でもあり、単に「指定管理に出してよいかどうか」の判断ではない。論点整理から審査の過程で浮かび上がった問題点である。開発の余地はあっても実態の無い施設の指定管理を、「駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部改正」のみで規定していけるのかの問題でもある。

2.そうした意見については一定の理解を示すものではあります。しかし議案の目的は対象施 設を指定管理者に管理させようとする事であるから、原案に賛成の考えであります。

○委員会が何の為に論点整理をして総合判断をする方向性を出していったのかを検証しようともしていない。H29年には供用開始となるはずの計画を市が提案しながら、いまだに何の進展も見られない「交流センター」を、何の考えも示さないまま他の施設との一体管理として指定管理の方針を出してきたのである。せめて施設の方向性や将来展望をもう少し明確に示されたのならまだしも。これでは委員会は説明が充分だとする判断はできない。その説明が出来なく具体案を示せないのは行政の説明責任の問題である。都合よく問題をすり替えている。

3. 継続審査がどの様に行われるのかという点です。継続審査とする事は議会の責任において審査を行い、再度議決を行う事であると理解をいたします。

○そのとおり、その様に進めようとしている。その中で重要な事は「七つの論点情報」であ り、委員会はそこを指摘して継続審査としたのである。あくまでもその面においては議会 は説明を受ける立場である。

4.全てを整えてから議決をするための継続調査であれば、議会の責任の中でどこまでの継続 調査を行いどの段階ならば議決できるのか、それが9月までに可能なのか、そのことを明確 にした上での継続審査が必要であると感じております。

○継続調査は何のために行うのかという点の理解が出来ていない。 じゃ何で委員会は期の 初めに継続調査の申し出をして議決しておくのか。議会の活動は会議日程で示された活動 中のみの権限である。継続調査という名称から何か勘違いされているのではないか。議会 基本条例制定時の継続調査の位置づけでは、現在委員会に求められている「委員会の判断 を求められる協議」というものを、あらかじめ予防的に調査しておく権限としても考えられたように、事後に補足的に行う調査とは異なると考えるのが妥当。又後段の考え方は一方的な決めつけであり、継続審査に対する柔軟な発想とはかけ離れたものであり、氏の論調は議会基本条例にある議会の責務や役割に鑑みて大きな違和感を持つ。又、氏は「主体的な継続審査を行い判断基準を得ることができるのか」をも問うているが、関係者の参考人招致や意見聴取を実施する事で、委員会は主体性をもってその判断基準を得ることもできるのであり、将にその為の継続審査なのである。

5. 継続審査か原案に賛成するのかといった判断基準については、一つとしてはまちづくりの展望が示された中で指定管理者制度を導入するのか。もう一つは指定管理者制度の導入をしてからまちづくりを展望するのかのどちらかであったと考えます。委員会としては前者のまちづくりの展望を示してから、制度を導入を選択したものと理解しております。こうした内容や状況を考え、私は今回上程された議案は対象施設を指定管理者で制度で管理するという議案であり、指定管理者制度で管理する事を認めた上で委員会の調査事項として指定管理者の募集における課題について、委員会からの様々な考えを反映させる。またその上でまちづくり構想を平行して進める事も手法として考えられますし、指定管理者を希望する団体についても、こうした状況を示した上で募集を行う事も可能であると考えます。以上の様な理由を持って原案に賛成の考えから、提案されています議題57号、及び議第58号にいて継続審査をする申し出について反対する事を表明致します。

○この点が今回の議論の核心部分であり、他の常任委員会の委員から改めて指摘されるべき問題でもないと考える。なぜなら委員会は「今回の駅前広場の設置と管理に関する条例の一部の改正」では済まないことを、論点整理の段階から整えながら審査に入ったのである。委員長が請求され提出された資料に基づく行政の説明がなされる中で、関連施設の一体管理を目的としていることを行政自らが表明したのであり、その点について説明が不足しておりしっかりした考え方を示せなかったのである。まだ出来てもいない施設、ありもしない施設の指定管理をどうしろというのか。その点で委員会は継続審査としたのである。議会基本条例に定める深い審議・審査に努力することからも、委員会がその接点を求めてより深い審査に努力しようとする申し出なのである。所謂卵が先か鶏が先かのごとき論法で後付けの継続調査でその理解の溝が埋まるとする論法は頷けるものではない。合議機関の役目を果たすための結論である。又、委員会の賛成多数による民主的な審査方法の決定に対する横槍ともとらえられる。委員会審査独立の原則も言われる中で、他の委員会の委員長たる立場でそれを言うのであれば、それ相応の覚悟はいるであろう。

6. 今回の委員会の審議の課程や最近の議会における議論において感じる事は、強い口調で 相手を威圧すると思われるような発言が見られる事です。議論・論討の前提は相手の立場を 尊重する事で成り立つと考えます。議会基本条例では議員間で自由な討議を重ね合意形成 に努めるとされていますが、今回の産業建設委員会における議員間討議について私は自由 な討議の雰囲気を感じる事はできませんでした。議会の様子はケーブルテレビやインターネットを通じて多くの市民が視聴しています。市民に対して議会が模範を示せるような議論・討論をしていく事が大切であるという私の考えも表明して反対討論といたします。

○これも先に指摘しておいたが、「自分たちのしでかしたことは棚に上げて、その正当性を言うの愚である」。議員間討議や自由討議というものは言われるとおり「その前提は相手の立場を尊重する事で成り立つ」のである。ならば審査の段階で浮かび上がった問題点には委細構わず、なぜ「原案賛成」のみを最初から主張されるのであろうか。少なくともその為の論証は必要であろう。それが議員間討論の中身であり、合議というもののあり方ではないか。議会の合議機関としての充実を担保する為に設けたのが「議員間討議」であり、その充実なのである。この論点に関してはそのままそちらにお返しする。

(総括)

私達には氏の討論からは「反対の為の反対をしてやる」といった慢心に映ります。それが 討論であると言ってしまえばそれまでですが、牽強付会に組み立てる反対論ではなかった かと。採決の結果がそれを物語っていると言えます。賛成多数で「継続審査の申し出」は可 決されました。委員会審査の過程では論点整理、質疑、議員間討論を経て採決を図ります。 その過程で読み込む資料についても審査の一環です。どうもその辺のプロセスを軽視して いるから予定調和での結論を急ぐのではないのかと危惧します。

全国で議会基本条例の制定が相次ぎ、「議論する議会」を標榜して高山市議会もその制定 にこぎつけました。以来10年が経過しました。それ以前のシャンシャン議会を評して言わ れていたのが「学芸会」という酷評であったことを思えば、深い審議・審査で上程された議 案の可否を決していく事は議会と議員に託された責務であると考えます。

こんな無理にこじつける反対討論は何の為に、誰の為にと首を傾げたくなりますが、それなりの事情もあるのでしょう。しかし冒頭述べたとおり「開発の余地はあるが実体のない施設の指定管理の方針を、「駅前広場の設置と管理に関する条例の一部改正」のみで強行しようとする事の無理筋は、誰の目にも明らかなのではないか。

氏は議会基本条例制定時の第1分科会長を務めてきた立場です。第1分科会とは 「議員の責務」について担当した分科会です。